

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-01-01	戦略プラン	●協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原	担当者名	永澤
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-04-01	地域環境整備対策費	内線	2816			
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	○昭和 ●平成 18年度 根拠法令等						
終期設定	○有 ●無 年度						
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準 計画区分 ○計画 ●非計画						
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	快適な市街地環境への誘導				
目的	区内で大規模マンション（延べ面積3,000㎡以上かつ高さ10m超）が建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、地域における生活環境の保全と建築紛争を未然に防止することを目的としている。						
対象者等	大規模マンション（延べ面積3,000㎡以上かつ高さ10m超）の建築主						
内容	○『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』（荒川ルール条例）を平成18年12月15日に制定し、実施している。 ○大規模マンション計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして、地域住民と事業者とが協議を行うために必要な手続きを定めている。 ○条例手続きの流れは以下のとおり ①事業者が区へ計画書を提出→②事業者による地域住民への計画説明会の実施→③地域住民による地域関係者会の設立→④地域関係者会より区へ「意見書」の提出→⑤「意見書」を踏まえ、区と事業者で協議→⑥事業者が区へ「回答書」を提出→⑦区は地域関係者会に協議結果の報告と「回答書」の送付→⑧地域関係者会と事業者との協議の継続→⑨回答書の内容等で合意した事項について「協定書」の締結→⑩区は地域関係者会と事業者に終了通知の送付						
経過	○平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として、区は、『荒川区マンション建設に伴う地域環境の配慮に関する要綱』（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。 ○上記要綱の対象を拡大し、内容を充実させるため、区は、平成18年12月15日、『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』を制定、同日施行した。 ○平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止した。						
必要性	大規模マンションの建設における建築紛争を未然に防止するとともに、良質なマンションの供給及び地域環境の保全と向上のため、その必要性は大きい。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		567	488	424	426	425	424	424
決算額（29年度は見込み）		209	273	233	218	208	208	424
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	届出件数	3	5	5	4	3	3	—
	事業者による説明会回数	3	5	5	4	3	3	—
	地域関係者会議の回数	16	40	39	30	22	25	—
	アドバイザー派遣回数	3	5	4	3	3	3	—

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	アドバイザー報酬	203	報酬	アドバイザー報酬	203	報酬	アドバイザー報酬	386
旅費	アドバイザー旅費	5	旅費	アドバイザー旅費	4	旅費	アドバイザー旅費	19
需用費	連絡調整会議賄い	1	需用費	連絡調整会議賄い	1	需用費	連絡調整会議賄い	1
						使用料等	地域関係者会会場使用料	18

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	5,107	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	5	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	267	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 5,379	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	5,379	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 5,379	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 5,379	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	建築紛争未然予防割合 (%)	100	100	100	100	100	紛争未然予防件数／届出件数
②	協定締結率 (%)	100	100	100	100	100	協定締結件数／届出件数
③							

問題点・課題	○近年、これまで近隣住民が利用していた計画敷地に接する道路上のごみ集積場所の位置が、計画の実施に伴って、変更する必要が生じる例が地域や町会の課題となっている。このため、工事の早い段階で地域として場所を決めておく必要がある。
他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	本事業と同時期となる解体工事について、工事説明会を実施するよう指導していく。	解体工事終了後（土地の売主施工）に届出があった物件を除き、解体工事説明会を実施した。更に、計画の工事説明会も実施させた。	今後も解体工事が発生する物件については、説明会の実施を指導していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	大規模マンションの建設にあたり、事業者と近隣住民との間で建築紛争を未然に防止することができる有用な制度である。

況 議 会 (要 質 問 状 旨)	- 平成16年2定 「荒川ルール」における区の立場について - 平成17年3定 「荒川ルール」における区の対応について
-------------------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード		11-01-02		戦略プラン		○協働 ●業務 ○財務 ○人事		
事務事業名		開発許可制度			部課名		防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原
					担当者名		杉山		内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）										
事務事業の種類		○新規事業（○29年度 ○28年度）				○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度		●昭和 ○平成 43年度			根拠法令等		都市計画法			
終期設定		○有 ●無 年度								
実施基準		●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準				計画区分		○計画 ●非計画		
行政評価 事業体系		分野		VI		安全安心都市				
		政策		12		利便性の高い都市基盤の整備				
		施策		01		快適な市街地環境への誘導				
目的		一定規模以上の土地での区画形質の変更（道路の新設及び廃止、1mを超える切土又は盛土）に対し、公共施設（道路・公園等）の設置を義務づけることにより、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地を図るとともに、安全で良好な宅地環境の整備を図る。								
対象者等		主として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うために、500㎡以上の土地での区画形質の変更を行う事業者								
内容		以下の技術基準に適合しているかどうか審査 ・予定建築物が用途地域等に適合していること ・接続先の道路、開発区域内の道路・公園等が基準に適合していること ・給排水施設が基準に適合していること ・申請者に必要な資力及び信用があること ・工事施行者に必要な能力があること ・開発区域及びその周辺の所有者等の同意を得ていること ※住環境条例、指導要綱等の内容を併せて指導								
経過		昭和43年6月15日 都市計画法公布 平成12年4月1日 地方分権に伴い、都の事務処理特例条例により委任となる 平成18年5月31日 都市計画法改正により、開発許可が不要とされていた国及び都道府県等が行う開発行為 についても、開発行為の協議は必要となる								
必要性		都市計画法に基づく事務のため、必要不可欠である。								
実施方法		（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）								

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額（29年度は見込み）		—	—	—	—	—	—	—
実績 の 推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	許可件数（基準：許可日、変更含む）	6	2	0	1	4	3	—
	開発登録簿写しの交付（部数）	37	50	23	46	69	79	—

[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	5,628	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	294	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 5,922	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	5,922	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 5,922	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 5,922	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	許可までの日数(審査期間)(日)	14	10	14	14	10	審査期間の平均日数(標準処理期間65日)
②	審査請求件数	0	0	0	0	0	審査請求を受けないよう、厳正な審査を行う
③							

問題点・課題	許可の審査にあたっては、区として統一的な見解をもって指導する必要がある。						
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	「開発許可の手引き」の改定	「開発許可の手引き」、審査基準の改定作業を行った。	社会状況等に則した適切な指導を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	法律に基づく事務であり、秩序あるまちづくりを進めていくためには必要である。

議 会 質 問 状 況	
-------------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード		11-01-03		戦略プラン		●協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	都市計画審議会運営			部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原	
				担当者名	永澤	内線	2816	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）		01-01-01	都市計画審議会費					
事務事業の種類		○新規事業（○29年度 ○28年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	●昭和 ○平成		47年度	根拠法令等	都市計画法			
終期設定	○有 ●無		年度					
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	都市計画法による権限に属する事項と、区長が諮問する都市計画に関する事項について、調査、審議、答申すること及び都市計画に関する事項について、必要に応じて建議することで区長が行なう都市計画決定を補完する。							
対象者等	荒川区全域							
内容	○審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等について調査、審議、答申または建議する。 ○構成員 学識経験者7人、区議会議員5人、関係行政機関の職員3人（東京都、警察、消防）、区民5人 計20人							
経過	○平成12年4月1日、地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、法律に基づく都市計画審議会となったことにより、条例及び規則を改正した。 ○平成12年度から運営要綱及び取扱要領を整備して会議を公開した。							
必要性	区の都市計画決定等に際し法的に必要である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)							

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		1,134	1,108	1,096	1,013	837	838	845
決算額（29年度は見込み）		437	476	415	727	251	221	845
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	開催回数（回）	2	2	2	3	1	1	—
	委員平均参加率（％）	83	95	82	95	85	95	—

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審議会委員報酬	196	報酬	審議会委員報酬	190	報酬	審議会委員報酬	692
旅費	審議会委員旅費	4	旅費	審議会委員旅費	3	旅費	審議会委員旅費	30
需用費	審議会賄い	4	需用費	審議会賄い	4	需用費	審議会賄い	13
役務費	議事録作成料	48	役務費	議事録作成料	24	役務費	議事録作成料	79
						使用料等	審議会会場使用料	31

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	3,115	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	31	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	163	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 3,309	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	3,309	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 3,309	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 3,309	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	審議会開催件数	3	1	1	1	-	必要に応じて開催
	② 案件審議件数	3	1	1	1	-	必要に応じて開催
	③						

問題点・課題	○都市計画審議会は、都市計画案件により必要に応じて開催しているが、その年度により増減がある。そのため、案件数が多い場合は、いかに効率よく有効に開催していくかが課題である。						
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	案件については、審議会会長等との事前相談・協議を徹底し、開催回数、時期などを決定していく。	案件については、審議会会長等との事前相談・協議を実施し、開催回数、時期などを決定した。	案件については、引き続き審議会会長等との事前相談・協議を徹底し、開催回数、時期などを決定していく。
②	引き続き、区民委員の事前勉強会に力を入れ、審議の充実を図ると共に、分かりやすい資料作りに努めていく。	区民委員の事前勉強会を実施、審議の充実を図った。また、勉強会を通して分かりやすい資料作りが行えた。	引き続き、区民委員の事前勉強会を実施して、審議の充実を図ると共に、分かりやすい資料作りに努めていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	継続	都市計画の決定に当たっては、区民や専門家等の意見を反映していくことが重要である。

議 会 質 問 状 況 (要旨)	
------------------	--

No1

(単位：千円)

[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	5,719	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	299	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 6,018	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	6,018	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 6,018	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 6,018	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	都市復興マニュアルの見直し(%)	70	70	70	70	100	検討:50%、時点修正:70%、改訂:100%
	都市復興模擬訓練への参加者数(人)	1	1	1	1	2	参加人数
	被災宅地危険度判定士養成講習会への参加者数(人)	5	6	24	16	10	参加人数

問題点・課題	○都市復興マニュアルをより実効性のあるものにしていくために、内容の検証や事前準備、マニュアルに即した区職員による復興模擬訓練の実施が必要である。 ○東京都が開催する都市復興模擬訓練への参加者を増やしたいが訓練日が7日間ほどあるため、一度に参加させることが出来る人数に限界がある。						
他状況の実	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区) 都市復興マニュアル策定区 千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	東京都の震災復興マニュアルの修正を反映した内容の検討を行う。	担当レベルで復興訓練を行いながら、復興マニュアルの内容の検討を行った。	復興マニュアルの精査を行った上で、他課を含めた職員による復興訓練の実施を検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	災害時における復興計画に迅速に対応するためにも必要である。

議会(要旨)質問状	・平成13年2定 震災復興条例の制定について
-----------	------------------------

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-01-05	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	土地利用現況調査	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原	担当	2812
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（29年度）	01-06-01	土地利用現況調査費	担当者名	杉山	内線		
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	●昭和 ○平成 61年度 根拠						
終期設定	○有 ●無 年度 法令等						
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準 計画区分 ○計画 ●非計画						
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	快適な市街地環境への誘導				
目的	都市計画を適切に運用・遂行するため、土地利用状況のほか、建築物の用途、構造、面積等の調査を定期的に行い、まちの経年変化を把握する。 随時行われる都市計画の変更に伴い、都市計画図等閲覧システムを更新し、ホームページで公開する。						
対象者等	区内全域の土地・建築物						
内容	○主な事項 都市計画法に基づき、都が主体となって実施した都市計画に関する基礎調査の一部である土地利用現況調査結果を基に、区におけるデータ作成を行う。 ・都市計画基礎調査（都市計画法第6条）に関する事務：概ね5年毎（直近：平成25年度） ・土地利用現況調査（都市計画基礎調査のための実地調査）：概ね5年毎（直近：平成23年度） ○付属事項 ・土地利用現況調査結果を基に、区内の土地利用の状況及び経年変化を資料としてまとめている。 ・都指定の地図データに用途地域等の都市計画や土地利用現況調査結果を組み込んだシステムを構築し、保守・管理している。 ・用途地域等を記載した都市計画図データの作成（毎年）及び印刷（都市計画変更時） ・まちづくり施策の基礎資料として使用する白図データの作成（毎年）						
経過	土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎） 都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎） 荒川区都市計画情報システムの導入（平成13年度） 都市計画図等閲覧システム[ホームページ用]の構築（平成19年度）						
必要性	都市計画法に基づく事務であり、都市計画情報を適正に管理することは、まちづくり施策の推進を図るために必要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・都市計画・土地利用情報システム管理業務委託（平成28年度 第一航業㈱ 1,360,800円）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		1,312	7,087	1,315	1,264	1,446	1,505	12,207
決算額（29年度は見込み）		684	7,025	1,302	1,264	1,439	1,418	12,207
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	荒川区都市計画図（発行部数）	0	0	1,000	—	1,000	1,000	—
	荒川区白図（発行部数）	100	100	100	—	—	—	—

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	システム管理	1,382	委託料	システム管理	1,361	委託料	土地利用現況調査データ作成	7,009
使用料等	地形図著作権	57	使用料等	地形図著作権	57	委託料	システムデータ更新	5,141
						使用料等	地形図著作権	57

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	4,267	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	1,418	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	223	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 5,908	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	5,908	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 5,908	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 5,908	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	都市計画図アクセス状況(数)	9,898	12,805	19,122	20,000	40,000	年単位(年度単位ではない)
②							
③							

問題点・課題	都市計画情報システムに道路台帳平面図・指定道路図をあわせて搭載し、「地図情報システム」として公衆配信することにより、情報提供サービスの向上を図る必要がある。						
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成28年度に導入される統合型GISとの一元化をめざす。	平成28年度に導入された統合型GISへの一元化向け、調整を行った。	平成30年度の都市計画情報システムの公衆配信に向け、データの更新並びにデータの精査を行う。
②			土地利用現況調査において、これまでの指標データの更新とともに、新たな指標「不燃領域率」を調べる。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	推進	土地利用現況調査の定期的な実施により、まちの経年変化や各種まちづくり事業の進捗状況を把握することができ、新たなまちづくり施策立案の基礎資料として活用できる。

議 会 質 問 状 況	
-------------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-01-06	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原	
			担当者名	杉山	内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）							
事務事業の種類		○新規事業（○29年度 ○28年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 52年度		根拠	荒川区市街地整備指導要綱			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	快適な市街地環境への誘導				
目的	一定規模以上の建築物の建設、周辺の市街地環境に影響を与える施設設備等に対して、荒川区のまちづくり施策との整合性を図るため必要な事項を定め、区内における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上及び公共公益施設等との調和を図る。						
対象者等	①都市計画法第29条に基づく開発行為、②延べ面積1,000㎡以上の建築物、③墓地又は納骨堂の設置、④ペット火葬施設等の設置、⑤移動火葬施設の使用						
内容	○事業計画の段階で、以下の事項について指導・協議する。 近隣関係住民への説明、町会等との協議、景観への配慮、電波障害対策、計画規模に応じた道路及び緑地等・外壁の後退、生活環境対策（ごみ置場及びリサイクル物品保管場所の設置、防犯灯の設置）、事業計画に応じた駐車施設（来客、荷捌き、その他）及び駐輪施設の設置、防災対策（防火水槽設置、雨水対策）、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮、土壌汚染対策、埋蔵文化財保護 ○協議で合意に達した場合、合意事項に基づく協定を締結する。 ○工事完了時に現地に赴き、協定の履行確認を行うとともに、適正な維持管理を担保する。						
経過	昭和52年11月制定（荒川区開発指導要綱） 昭和58年4月改正（名称：東京都荒川区市街地整備指導要綱） 平成9年9月現要綱制定 ※以後12回改正、最終改正平成26年3月 平成19年9月改正（集合住宅を条例化） 平成25年3月改正（戸建住宅等を条例化）						
必要性	秩序ある民間開発事業を整備促進し、既存市街地における住環境の維持・向上を図るために、必要な事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、事業者は「事前申出書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額（29年度は見込み）		—	—	—	—	—	—	—
実績 の 推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	事前申出書提出(件)	12	13	16	5	7	7	—
	協定書締結(件)	8	0	6	3	5	6	—
	協定履行確認(件)	4	5	1	7	3	10	—

[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	5,052	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	264	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 5,317	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	5,317	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 5,317	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 5,317	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度 見込み	目標値 (38年度)	
①	協定締結率 (%)	75	83	100	100	100	協定締結/提出(適用除外除く)
②							
③							

問題点・課題	「墓地の設置」「ペットの火葬施設、埋葬施設又は納骨施設の設置」「移動火葬施設の使用」は、近隣トラブルに発展する可能性が高く、難しい指導となることが想定されるため、迅速な対応ができるよう、予め指導方針を定めておく必要がある。						
他区の実況	(実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区) 未実施地区：8区(新宿・目黒・渋谷・中野・豊島・練馬・足立・江戸川)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む 具体的な改善内容	平成28年度に実施した 改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	努力義務ではあるが、社会状況等に則した指導により協定締結率100%を目指す。	適切な指導により、協定締結率100%を達成した。	引き続き、適切な指導により協定締結率100%を目指す。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	継続	区の街づくり方針に合わせた開発誘導が必要である。

況議 (要 旨)	議 会 質 問 状 況
----------------	----------------------------

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-01-07	戦略プラン	●協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	魅力ある都市景観づくり	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原	担当	永澤
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-08-01	魅力ある都市景観づくり事業費	課長名	内線	2816		
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	○昭和 ●平成 11年度 根拠						
終期設定	○有 ●無 年度 法令等						
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準 計画区分 ○計画 ●非計画						
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	快適な市街地環境への誘導				
目的	荒川区景観条例及び景観計画の着実な運用により、区の特徴を生かした景観まちづくりの推進を図る。						
対象者等	○一定規模以上の建築物の新築、増築、改築等を行う建築主 ○宅地開発を行う事業主 等						
内容	○荒川区景観条例、景観計画 景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等のほか、区民と進める景観まちづくり等について必要な事項を定めることにより、区民等、事業者及び区が協働して、地域特性を生かした良好で個性あふれる景観形成の実現を図ることを目的としている。 ○荒川区景観審議会 区長の附属機関として、良好な景観の形成に関する事項について、調査・審議を行う。 ○景観まちづくり推進委員会 公募区民で構成する委員会、景観まちづくりの施策を広く区民等に普及・展開する。						
経過	平成16年6月 景観法の公布（17年6月全面施行） 平成20年度 区内の景観の状況や景観資源の把握をするための景観基礎調査を実施 平成21-22年度 景観法を踏まえた区の景観計画（案）、景観条例（案）を作成 平成23年度 区は、東京都の同意を得て、5月1日付けで「景観行政団体」となり、24年3月1日に景観計画と景観条例の施行をした 平成24年度 以後、条例に基づく事前協議制度、景観法に基づく届出制度を実施継続 その際、景観アドバイザー制度を活用し、事業者への適切な指導、誘導を実施継続 平成27年度 「防災と景観」をテーマに景観まちづくりセミナーの開催 平成28年度 景観まちづくり塾の実施（全8回）、景観まちづくりシンポジウムの開催 平成29年度 景観まちづくり塾（Ⅱ期）の実施予定、景観まちづくりシンポジウムの開催予定						
必要性	良好な景観は、魅力と個性ある荒川区の形成と、潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		6,550	3,584	3,910	3,238	10,325	3,186	3,447
決算額（29年度は見込み）		4,728	1,946	2,484	1,299	8,133	1,770	3,447
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	事前協議件数	1	51	62	55	59	56	—
	届出件数	7	48	65	53	66	56	—
	景観アドバイザー-相談協議回数	7	34	47	29	34	27	—
	景観審議会開催回数	3	1	1	1	0	1	—

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	アドバイザー報酬等	1,531	報酬	アドバイザー報酬等	1,444	報酬	アドバイザー報酬等	2,766
報償費	講師謝礼	26	報償費	講師謝礼	29	報償費	講師謝礼	78
旅費	アドバイザー旅費等	26	旅費	アドバイザー旅費等	25	旅費	アドバイザー旅費等	138
需用費	公共サインガイドライン印刷製本等	260	需用費	景観ニュース印刷製本等	207	需用費	景観ニュース印刷製本等	278
役務費	議事録作成料	48	役務費	議事録作成料等	26	役務費	議事録作成料	100
委託料	地図作成業務委託	246	使用料等	会場使用料	38	使用料等	会場使用料	87
負担金補助等	都電停留場修景工事	5,967						

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	9,319	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	295	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	31	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	487	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 10,132	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	10,132	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 10,132	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 10,132	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度 見込み	目標値 (38年度)	
①	景観アドバイザーの指摘に対する対応率(%)	85.5	86.4	71.4	80.0	80.0	・対応率=対応案件数/事前協議件数
②							
③							

問題点・課題	○景観アドバイザーの指摘に対する対応率は、施主や事業者の建築計画に対するコンセプトや予算などに影響されるが、これまでは高い数値を示していると考え。今後も高い対応率を継続していくためには、引き続き工夫と努力が必要である。 ○魅力ある景観まちづくりを進めるためには、地域住民を中心とした景観まちづくり活動をいかに取り入れていくかが課題である。
他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区) 景観法に基づく景観行政団体として景観計画、景観条例の制定区：18区 (世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区、品川区、江戸川区、板橋区、練馬区、台東区、渋谷区、大田区、文京区、北区、豊島区)

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む 具体的な改善内容	平成28年度に実施した 改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新たな地域力向上の担い手の発掘・育成を目指し「景観まちづくり塾」を開講する。また、成果発表のシンポジウムも開催する。	「景観まちづくり塾」全8回を開講し、公募による区民34名の参加があった。また、成果発表のシンポジウムも開催した。	引き続き「景観まちづくり塾」を開講し、新たな地域力向上の担い手の発掘・育成を更に進める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりは重要である。

議 況 (要 質 問 旨)	・平成21年2定 地域の活性化に寄与する景観について ・平成23年4定 景観条例の制定について ・平成25年1定 景観に配慮をした公共サインについて
------------------	---

No1

(単位：千円)

[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	3,390	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	177	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 3,567	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	3,567	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 3,567	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 3,567	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	テラス整備率 (%)	59	59	59	65	69	接岸延長に対するテラス整備延長
	② 土と緑の堤防整備率 (%)	46	46	46	46	55	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長
	③						

問題点・課題	○本事業は、法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない。 ○小規模敷地が集積している地域では、現在の事業スキームでは実施困難である。 ○隅田川に接した区所有地については、スーパー堤防整備に向けて庁内を調整する必要がある。(旧小台橋小学校区間:あらかわ遊園拡張・小台橋保育園整備との調整、尾竹橋公園区間:関係各課調整) ○スーパー堤防化が困難な区間においては、テラス整備を先行して行うよう東京都に働きかけている。							
他状況の実	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区) ○東京都施行(隅田川) 港、江東、中央、墨田、台東、足立、北 ○国施行(荒川・江戸川・多摩川) 江東、江戸川、墨田、葛飾、足立、北、板橋、大田、世田谷							

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	旧小台橋小及び尾竹橋公園区間について、確認書の締結を行う。	旧小台橋小、尾竹橋公園いずれの区間についても、庁内で周辺整備との調整を行っている。	旧小台橋小学校区間は東京都とスケジュール調整及び確認書締結、尾竹橋公園区間は庁内で課題整理・方向性検討を行う。
②	既存防潮堤(カミソリ堤防)の耐震改修工事に伴うテラス整備について、東京都に要請する。	耐震改修工事に係る地元説明を区も協力して実施した。テラス整備については、工事予定の確認を行った。	耐震改修工事の地元説明に協力する。また、新たなテラス整備の可能性を東京都へ投げかける。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	親水性と治水性を兼ね備えた堤防の整備は、快適で安全な暮らしに大きな効果をもたらす。

況議(要質問旨)	・平成19年2定 テラスの連続性確保の要望 ・平成20年4定 隅田川堤防の安全性とスーパー堤防整備について ・平成22年2定 汐入公園防災用の船着場の活用について ・平成22年4定 スーパー堤防の整備状況と今後の整備の見通しについて ・平成27年度2月会議 スーパー堤防化に時間を要する区間のテラス先行整備について
----------	--

No1

(単位：千円)[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	1,361	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	71	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 1,433	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	1,433	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 1,433	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 1,433	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	まちづくり計画策定進捗率(%)	100	100	100	100	100	策定済：100%
	②						
	③						

問題点・課題	○都市計画道路を廃止する方針となったが、具体的な調整は今後行っていくため、廃止の条件や時期がはっきりしない。 ○今後のまちづくりを進める上では、既存道路を6mへ拡張することに対し沿道住民の合意取得が困難なため、地区計画に主要生活道路を位置づけることが難しく、地区計画が成り立たない。(まちづくり計画では、6m道路の必要性に触れている)						
他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	廃止の条件や時期を明確にし、廃止手続きに向けた調整を行う。	東京都及び関係区と調整を図り、平成29年度以降に廃止手続きを進めていくこととなった。	廃止の手続きを東京都および近隣区とともに進める。
②	廃止に向けた手続きの中で検討事項があれば、まちづくり協議会を再開し、検討を行う。	東京都協議により地区計画策定は不要ということになったため、まちづくり協議会における検討は行わなかった。	廃止に伴い、用途地域等の変更による影響のある範囲には説明等を実施する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	住民の手による保全型のまちづくりを進める。

議会(要旨)質問状	・平成17年4定 補助92号線の見直しに関して
-----------	-------------------------

No1

(単位：千円)

[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	6,505	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	340	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 6,845	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	6,845	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 6,845	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 6,845	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	市街地整備プログラム策定進捗率(%)	100	100	100	100	100	策定完了：100%
②							
③							

問題点・課題	○東京都の上位計画の策定や改定の動きや、区の基本計画の改定を踏まえ、内容の整合を図っていく必要がある。						
他区の実況	(実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区) 改定を行った区 新宿区(H19)、世田谷区(H27)、杉並区(H25)、豊島区(H27)、足立区(H18)、墨田区(H20)、中野区(H21)、北区(H22)、板橋区(H23)、江東区(H23)、港区(H29)、文京区(H23)、大田区(H23)、品川区(H25)、葛飾区						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	基本計画の改定動向を注視し、内容の検討を行う。	基本計画の改定に合わせた内容の検討を行った。	東京都の上位計画の策定や改定の動向を注視し、内容の検討を行う。
②	市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を継続するとともに、改定に向けた検討を行う。	市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を継続するとともに、改定に向けた検討を行った。	市街地整備プログラムの改定を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等を行う。

況 議 会 (要 質 問 状)	- 平成22年3定 町屋地域全体のまちづくりについて、町屋駅周辺に下町の風情を生かしたまちづくりについて - 平成23年1定 荒川区の今後のまちづくりについて、南千住地域における今後のまちづくり - 平成23年4定 魅力ある尾久地域の整備について
-----------------	---

No1

(単位：千円)

[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	3,691	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	193	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 3,884	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	3,884	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 3,884	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 3,884	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（％）	62.5	63.5	64.8	66	70	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	② 不燃領域率（町屋・尾久）（％）	58.7	59.6	60.2	62	70	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	③						

問題点・課題	○個人の資産である住宅については、ライフサイクルに合わないと感じても助成制度があっても建替えが進まない。 ○無電中化の推進のための検討が必要である。 ○密集市街地内における一時集合場所と接続する道路の防災性についての検討が必要である。						
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	密集市街地の改善に資する事業をより一層推進する。	年度末の推進計画更新のために都と調整を行い、無電中化を検討する路線を新たに位置付けた。	無電中化の推進等、密集市街地の改善に資する事業をより一層推進する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	密集地域の多い当区においては、推進計画における位置づけが重要であり、都と連携して事業を進める必要がある。

議 況 (要旨)	・平成22年3定 町屋地区の防災性向上策について
-------------	--------------------------

No1

(単位：千円)

[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	4,084	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	214	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 4,298	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	4,298	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 4,298	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 4,298	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	まちづくりに関する活動組織数	8	8	9	9	12	組織の数
②							
③							

問題点・課題	○区民がまちづくり活動をより身近なものと感じられるよう、様々なまちづくり活動を知る機会や活動に参加できる機会を増やす必要がある。 ○地区計画以外のまちづくり手法やそのための支援策についても検討する必要がある。
他区の実況	(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区) まちづくり条例制定区：中央区、港区、墨田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、大田区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区民主体のまちづくりの様々な事例を研究し、区内への活用を検討する。	区民主体のまちづくりの様々な事例を研究し、日暮里中央通りにおけるまちづくり活動への支援について検討した。	日暮里中央通りにおけるまちづくり活動への支援を通じて、他のまちづくり活動への応用を検討する。
②	不燃化特区内協議会未設置地区は設立地区と同様に取組を行い、合意形成の必要性が生じた際に協議会を設置。	未設置区域においても、まちづくりニュースの配布等を行い、まちづくりへの関心の呼び起こしを行った。	引き続き、協議会未設置地区においても、設立地区と同様の取組を行い、防災まちづくりの意識啓発を図る。
③	景観をきっかけとしたまちづくりの担い手の発掘・育成を目指し「景観まちづくり塾」を開講する。	「景観まちづくり塾」を全8回開講し、区民34名の参加があった。	引き続き「景観まちづくり塾」を開講し、まちづくりの担い手の発掘・育成を更に進める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	時代の要請である住民主体のまちづくりを実践していくための事業である。

況議 (要 旨) 問 状	・平成19年2定 都市計画制度の活用に関して、生活環境と地域コミュニティを守る荒川区まちづくり条例の制定について ・平成20年1定 都市再生整備計画などを活用したまちづくり ・平成20年3定 総合的なまちづくり条例制定について ・平成28年度11月会議 住民が考えるまちづくり
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-01-13	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事		
事務事業名	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（住環境条例）	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原	担当者名	杉山	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）									
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成		19年度	根拠	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例及び施行規則				
終期設定	○有 ●無		年度	法令等					
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画		●非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市						
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備						
	施策	01	快適な市街地環境への誘導						
目的	住宅等の建築に係る住環境の整備について基本的なルールを定めることにより、住宅等の居住者にとって快適な居住環境を確保し、かつ、周辺地域における生活環境の維持向上を図るとともに、住宅等の居住者と周辺住民が良好な近隣関係を築き、豊かな地域社会の形成を図る。								
対象者等	①15戸以上の共同住宅及び寄宿舎の建築、②6区画以上の一戸建ての住宅及び長屋の建築、③土地350㎡以上の区画形質の変更（道路の新設等）を伴う一戸建ての住宅の建築、④敷地350㎡以上の長屋の建築								
内容	○建築計画の段階で、以下の事項について指導 近隣関係住民への周知、電波障害対策、町会等の加入又は自治会設立、土地区画面積（敷地面積60㎡以上）、専有面積（25㎡以上、総戸数に応じて50㎡以上の住戸を附置）、 駐車施設の設置（商業系用途地域：戸数の10%以上、左記以外：戸数の30%以上、停留空地：1台）、 防災対策（防火水槽設置、中間階備蓄倉庫設置、雨水対策）、管理人室の設置、管理の基準、 集会室の設置、計画規模に応じた道路等の整備及び壁面の後退、景観への配慮、 土壤汚染調査、埋蔵文化財調査、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮、災害時における地域貢献 ※緑地・駐輪場・廃棄物の各条例の届出等は関係各課で対応 ○工事完了時に現地に赴き、条例の履行確認を行うとともに、適正な管理への誘導 ※条例内容を遵守しない建築主に対し、勧告・公表が可能								
経過	平成19年9月27日制定（要綱から集合住宅を条例化） 平成20年3月21日改正（建築主の義務強化） 平成22年11月16日規則改正（規模に応じ中間階備蓄倉庫設置） 平成25年3月21日改正（要綱から戸建住宅等を条例化） 平成27年10月30日改正（子育て支援施設の設置等に関する事前協議拡充、家族向け住宅附置義務強化）								
必要性	既成市街地における民間開発事業の秩序化による住環境の維持・向上を図るため、必要な事業である。								
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、建築主は「建築計画書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。								

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額（29年度は見込み）		—	—	—	—	—	—	—
実績 の 推 移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	建築計画書提出(件)	27	33	38	34	48	37	—
	工事完了確認通知書交付(件)	25	24	18	52	27	24	—

[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	5,052	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	264	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 5,317	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	5,317	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 5,317	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 5,317	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	計画時の条例適合率(%)	100	100	100	100	100	適合/届出
	完了時の条例適合率(%)	98	82	92	100	100	完了確認通知/完了届出
	③						

問題点・課題	条例の規定の中には、努力義務を課すものがあり、その内容が形骸化しないよう条例の主旨に鑑み、一定の基準をもって統一的に指導を行う必要がある。
他区の実況	(実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区) 条例：14区、要綱：6区(千代田・中央・品川・大田・杉並・葛飾)、基準：1区(練馬)

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関係各課と連携し、適切な指導を行う。	子育て支援部と連携し、平成27年度改正で新設された子育て支援施設設置協議方法を確立し、適切な指導を行った。	子育て支援施設設置協議により、子育て支援施設の設置を充実させる。
②	定期的に現場を巡回し、工事の進捗状況を把握し、適切な指導を行う。	定期的に現場を巡回し、特に平成27年度改正従前条例適用物件全ての進捗状況を随時確認した。	継続した定期的な現場巡回により、工事の進捗状況を把握し、適切な指導を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	民間開発事業に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上を図るため、不可欠な事務である。

議 決 会 質 問 状 況 (要 旨)	- 平成22年1定 集合住宅条例(その後にに関する問題) - 平成26年1定 住環境条例(ワンルームのみで構成される集合住宅の諸問題)
---------------------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード		11-01-14	戦略プラン	●協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	災害時地域貢献建築物の認定制度			部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原	
				担当者名	杉山	内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-05-02		災害時地域貢献建築物認定事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 23年度			根拠	災害時地域貢献建築物認定制度実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度			法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	水害時における近隣住民等の一時の避難先となる建築物を認定することにより、「自助」「共助」による震災対策を促進することによって、地域防災力の向上を図る。							
対象者等	次の全てに該当する建築物の所有者等 ・建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしている建築物 ・5階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物							
内容	○「災害時地域貢献建築物」として認定を受けようとする建築物の所有者等の申請に基づき、申請内容が認定基準を満たしていると認めた場合、認定証及び認定プレートを交付 ○「災害時地域貢献建築物」については、建築物名称・所在地等をホームページや防災地図を通じて、積極的に周知 ※認定基準 ①既存の町会への加入又は自治会の設立をしていること ②地域と連携して、防災対策の態勢を構築していること ③緊急時に近隣住民等が建物内に避難することについて、建築物の所有者等が合意していること ④緊急時における円滑な避難ができるように、建築物の出入口の円滑な開錠が可能であること							
経過	平成23年8月1日制定							
必要性	緊急時の一時避難先を確保することは、近隣住民に安心感を与えるとともに、地域における防災対策の促進につながり、ひいては地域防災力の向上を図ることができる。							
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 認定プレート作成委託							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		1,475	309	140	240	176	231	231
決算額（29年度は見込み）		21	47	21	26	19	22	231
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	認定件数（年度毎）	1	5	2	1	1	1	2

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	認定プレート作成	19	委託料	認定プレート作成	22	委託料	認定プレート作成	231

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	3,298	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	22	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	172	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 3,493	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	3,493	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 3,493	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 3,493	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	認定建築物の数(件)	9	10	11	13	31	認定建築物の数(累計)
②							
③							

問題点・課題	昨今、マンション居住者同士のコミュニティが希薄である中、この認定制度をきっかけに、居住者同士はもとより、近隣住民との「共助」を促していく必要がある。						
他区の実況	(実施 2 区 未実施 1 区 不明 19 区) ※江東区「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」：集合住宅9件、企業14件 ※葛飾区「水害時における民間集合住宅との一時避難協定」：48件						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	リーフレットを改善する等、実績につながる周知方法を検討する。	ターゲットを絞った個別訪問を行ったほか、防災意識の高いマンションの理事会に出向き、制度の説明を行った。	マンション住民と良好な関係にある町会とともに、マンションへ制度の説明を行い、認定の働きかけを行う。
②	他区の取り組みを参考に、新たな制度の導入を検討する。	制度の説明の際に受けた質問等を踏まえ、制度の問題点・課題の洗い出しを行い、改善方法を検討した。	洗い出した制度の問題点・課題をもとに、関係各課と協議し、制度の改善を検討する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	大規模水害時における垂直方向の避難場所を確保することは、重要な課題である。

況議(要質問状)	
----------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-01-15	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	南千住地区住宅市街地総合整備事業の推進	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
		担当者名	井上	内線	2815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 62年度		根拠	都市計画法、都市再開発法、社会資本整備総合交付金交付要綱（国）			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	04	市街地再開発事業等の推進				
目的	本事業は、大都市地域等の既成市街地等について、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進するため、住宅等の建設、公共施設の整備等を総合的に行うものである。						
対象者等	南千住地区住宅市街地総合整備事業 施行区域：約68.9ha（南千住三丁目、四丁目、八丁目の一部）						
内容	南千住地区住宅市街地総合整備事業の推進 ① 都市計画決定（南千住北部地区地区計画、道路、駐輪場）手続き ② 住市総事業の計画（整備計画、事業計画）策定手続き ③ 関連公共施設（補321、補322、補189）の整備 ④ W街区開発事業（商業施設等）の推進 ⑤ 住宅市街地整備推進協議会（国土交通省・都道府県・区市町村）の全国会議出席 ⑥ 国土交通省所管公共事業の再評価（H15,H20）手続き ⑦ その他（暫定利用部分（W街区事業用定期借地、東京メトロ代替地）の今後の取扱い）						
経過	平成6年3月 南千住地区特定住宅市街地総合整備促進事業 整備計画の大臣承認 平成8年4月 都市計画決定（都市計画道路・南千住北部地区再開発地区計画（E街区）） 平成12年3月 E街区：都・都公社・都市公団南棟竣工（同年8月 公団北棟竣工） 平成14年3月 都市計画変更（南千住北部地区地区計画（W1街区）） 平成15年1月 補助322号線（東口交通広場含む）完成 平成15年3月 W街区における事業用地権設定契約締結〔3月20日付〕 平成16年3月 補助321号線（第一期区間）概成（東京メトロ千住車両基地東側は未整備） 平成16年4月 W街区商業施設等開業 平成19年3月 事業期間の延伸、R F工区：都市機構・民間事業者住宅建設竣工 平成20年5月 W1街区：民間事業者住宅建設竣工（住宅供給計画戸数の達成） 平成28年3月 補助321号線（第2期）事業認可期間の延伸（H30年度まで）						
必要性	事業区域内の道路ネットワークの充実のため、当該事業を引き続き行う必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 道路整備、公園整備						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額（29年度は見込み）		—	—	—	—	—	—	—
実績 の 推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	968	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	51	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 1,019	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	1,019	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 1,019	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 1,019	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	住宅建設(戸)	2,713	2,755	2,755	2,755	2,755	センター工区：1,846戸 リハ-70工区：809戸
	② 公共施設整備(m)	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	補助321号線、補助322号線、補助189号線
	③ 施行区域内居住人口(推計)(人)	7,450	7,430	7,437	7,552	7,552	住宅建設街区+既成市街地 ※H25以降は外国人を含む

問題点・課題	○住宅供給及び区域内人口がほぼ目標に達したことから、残事業及び本計画の取扱いについて検討する必要がある。 ○東京地下鉄(株)から道路代替地(都有地)の先行取得要請を受けているが、東京都との調整の目途が立っていない。 ○暫定利用部分であるW街区の一部について、今後の在り方を検討する必要がある。						
他区の実況	(実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都市計画道路代替地の先行売却について、東京都と再度協議を行う。	東京地下鉄(株)からの具体的な回答が無いことから、特段の要請を行っていない。	整備の目途が立たない補助189号線及び補助321号線1期について、庁内で在り方・進め方を検討する。
②			今年度末で残り5年となるW街区商業施設の将来動向について、関係者の意向を把握する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	住宅供給戸数等が計画目標に達したことから、平成27年度中に完了としたが、事業完了公告を行った場合、都有地の優先取得が困難となることから、当面、事業を継続することとする。

況 議 会 質 問 状 況 (要 旨)	・平成14年3定 W街区の開発と南千住地域の活性化について ・平成14年3定 W街区開発事業者の企画提案の確実な履行と今後の区の係わりについて ・平成14年4定 W街区の施設整備と賑わいの創出について ・平成22年1定 南千住の住み良い街づくりについて ・平成28年度9月会議 LaLaテラスの区有地貸付期間終了後の施設整備について
---------------------	---

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-01-16	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	バリアフリー整備促進事業	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎		
		担当者名	高梨	内線	2814		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-07-01	バリアフリー整備促進事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	○昭和 ●平成 13年度 根拠 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）						
終期設定	○有 ●無 年度 法令等						
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準 計画区分 ●計画 ○非計画						
行政評価事業体系	分野	1	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	11	バリアフリーの推進				
目的	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、交通結節点である公共交通機関と周辺の生活関連施設等をつなぐ線的なバリアフリー化、地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者など、誰もが安全・安心・快適に移動できる空間形成を重点的かつ一体的に推進するものである。						
対象者等	公共交通事業者、道路管理者、交通管理者、公園管理者、建築主及び路外駐車場管理者など						
内容	○荒川区バリアフリー基本構想（平成21年度策定） これまでの交通バリアフリー法とハートビル法を一体化させたバリアフリー新法の施行に伴い、区全体のバリアフリー整備の指針となるバリアフリー基本構想を策定 ・基本理念、基本方針の設定 ・新たな重点整備地区の抽出 ・既存地区の基本構想の検証および見直しの実施 《重点整備地区（4地区）の基本構想策定》 ○町屋・区役所周辺地区バリアフリー基本構想（平成22年度策定） ○日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想（平成23年度策定） ○南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想（平成24年度策定） ○熊野前駅周辺地区バリアフリー基本構想（平成25年度策定）						
経過	平成18年12月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行 平成22年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想」策定 平成23年 3月 「町屋・区役所周辺地区バリアフリー基本構想」策定 平成24年 3月 「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定 平成25年 3月 「南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定 平成26年 3月 「熊野前駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定 平成27年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」開催 平成27年12月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（住民検討委員会）開催 平成28年 2月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（特定事業検討委員会）開催 平成28年12月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（住民検討委員会）開催 平成29年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」開催						
必要性	すべての人に利用しやすい施設等の整備を確実に推進させるため、必要性がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区民、学識経験者、関係事業者等からなる「推進協議会」を設置し、これまでに策定した各地区の特定事業計画の進捗管理を行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		8,136	7,301	7,301	311	317	308	308
決算額（29年度は見込み）		7,545	7,248	7,290	95	57	163	308
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	新法策定協議会開催回数（回）	4	3	3	—	—	—	—
	推進協議会開催回数（回）	—	—	—	1	0	1	1

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	委員謝礼	34	報償費	委員謝礼等	87	報償費	委員謝礼等	138
需用費	協議会賄い	6	需用費	協議会賄い・印刷代	55	需用費	協議会賄い・印刷代	64
委託料	同行援護委託	14	委託料	同行援護委託	21	委託料	同行援護委託	77
使用料等	会場使用料	3				使用料等	会場使用料	29

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	8,421	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	76	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	87	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	392	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 8,976	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	8,976	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 8,976	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 8,976	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	特定事業計画（道路）の着手率（％）	30	34	36	37	59	計画着手済項目／事業計画項目
②	特定事業計画（公共施設）の着手率（％）	41	46	47	49	66	計画着手済項目／事業計画項目
③							

問題点・課題	○重点整備地区間をつなぐバリアフリーネットワークの形成を推進。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） ※新法での策定は、港区、台東区、目黒区、大田区、豊島区、葛飾区、中野区、杉並区、品川区、文京区、足立区 旧交通バリアフリー法での策定は、千代田区、新宿区、墨田区、江東区、世田谷区、北区、板橋区、練馬区 未実施は、中央区、渋谷区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	推進協議会や特定事業検討委員会等を開催し、各事業者の特定事業計画の進捗状況を管理する。	推進協議会を開催し、特定事業計画の進捗管理を行った。特に三河島駅、日暮里駅北口、紅葉橋においてバリアフリー化を行うこととした。	特定事業計画の進捗管理を行い、三河島駅、日暮里駅北口、紅葉橋については、重点的に設計、工事等の協議を進めていく。
②	推進協議会における住民検討委員会を開催し、各事業者の特定事業計画の進捗状況を管理する。	推進協議会における住民検討委員会を開催し、各事業者の特定事業計画の進捗状況を確認した。	引き続き、推進協議会における住民検討委員会を開催し、各事業者の特定事業計画の進捗状況を管理する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性を確保するための最優先の事業である。

議 会 (要 質 問 答)	- 平成14年1定 日暮里駅のバリアフリー化について - 平成18年3定 日暮里駅バリアフリー化の実施状況について - 平成22年4定 バリアフリーのまちづくりについて - 平成27年度11月会議 「荒川区バリアフリー基本構想」の現状と今後の展開 - 平成28年度2月会議 日暮里駅北口のバリアフリー化
------------------	---

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード		11-01-17		戦略プラン		○協働 ●業務 ○財務 ○人事		
事務事業名		日暮里駅総合改善事業			部課名		防災都市づくり部都市計画課		課長名	松崎
					担当者名		高梨		内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）										
事務事業の種類		○新規事業（○29年度 ○28年度）				○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度		○昭和 ●平成 14年度			根拠		鉄道駅総合改善事業費交付要綱（国交省）			
終期設定		○有 ●無 年度			法令等					
実施基準		○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準				計画区分		○計画 ●非計画		
行政評価事業体系		分野		VI		安全安心都市				
		政策		12		利便性の高い都市基盤の整備				
		施策		03		交通環境の整備				
目的		日暮里駅の混雑緩和やバリアフリー化、乗り換え負担の軽減を図るため、鉄道施設等の建設およびその施設の貸付けや維持管理を行う。								
対象者等		○事業主体 日暮里駅整備株式会社（第3セクター）								
内容		○スカイライナー利用者の利便性・快適性の向上 ○朝夕ラッシュ時の混雑緩和 ○バリアフリー化の推進 ○乗換利便性の向上を図るため駅の改良 ○鉄道施設等の建設 ○鉄道施設等の貸付 ○鉄道施設等の維持管理								
経過		平成13年 5月 国土交通省「首都圏空港アクセス改善緊急対策」で「日暮里駅の総合改善」を発表 8月 都市再生プロジェクト（第二次決定）において成田Bルート（成田スカイアクセス線）の早期整備が位置付けられる 14年10月 日暮里駅整備株式会社設立（荒川区出資51%） 18年 3月 計画上り線切替え 19年 7月 京成線・JR連絡口統合化 21年10月 日暮里駅計画下り線完成。新京成日暮里駅完成式典 22年 3月 日暮里駅工事完了 22年 7月 成田スカイアクセス線開業 荒川区が成田スカイアクセス開業記念式典『NN36Festival in ARAKAWA』を開催								
必要性		平成13年5月、国土交通省から「首都圏の空港アクセス改善緊急対策について」が提言され、課題として日暮里駅の総合的改善が示された。鉄道駅総合改善事業の実施にあたっては、区と京成電鉄が出資して設立した日暮里駅整備株式会社が事業主体となった。								
実施方法		（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ○事業主体（日暮里駅整備株）へ区は51%（510万円）出資している。 ○整備費の一部として、国20%、地方20%（都15%、区5%）の補助を行った。								

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額（29年度は見込み）		—	—	—	—	—	—	—
実績 の 推 移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	株主総会開催回数（回）	1	1	2	3	2	1	1
	取締役会開催回数（回）	5	5	6	6	7	4	5

[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	4,953	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	231	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 5,184	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	5,184	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 5,184	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 5,184	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	一日あたりの乗降客数(人) (京成日暮里駅)	95,301	98,125	101,154	102,000	-	京成電鉄発表値
②							
③							

問題点・課題	○日暮里駅整備㈱の適切な運営に関する調整(京成電鉄㈱に事務業務委託)
他区の実況	(実施 3 区 未実施 19 区 不明 0 区) 京浜急行蒲田駅(大田区)、西武新宿線下井草駅(杉並区)、西武池袋線東長崎駅(豊島区)

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む 具体的な改善内容	平成28年度に実施した 改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	日暮里駅整備㈱の運営及び日暮里駅の利用者の利便性向上に向けた継続的な取組み。	日暮里駅整備㈱の株主総会及び取締役会の実施及びモバイル用無線通信設備、防犯カメラ設置の協議。	日暮里駅整備㈱の株主総会及び取締役会の実施及びホームドア設置、トイレの洋便器化の協議。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	日暮里駅整備㈱の適切な運営に関する調整を行う。

議 況 (要 質 問 状)	- 平成14年4定 - 平成16年4定 - 平成22年1定 日暮里駅総合改善計画と京浜東北線日暮里駅停車について 駅総合改善事業の騒音対策について 成田新高速鉄道開業イベントの開催について
------------------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-01-18	戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	コミュニティバスの利用促進	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎		
		担当者名	高梨	内線	2814		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-11-01	コミュニティバス関連事業費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 29年度 ☐ 28年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 17 年度 根拠法令等						
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度						
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準 計画区分 ☒ 計画 ☐ 非計画						
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	03	交通環境の整備				
目的	主要な交通経路が不足する地域の交通利便性を向上させ、高齢者や障がい者等の移動手段を確保する。						
対象者等	区民、区民以外のバス利用者						
内容	①運行 京成バス㈱による自主運行。区はバス停留所等の整備、車両購入費の一部補助 ②運行経路（南千01系統）南千住駅西口、町屋駅、荒川区役所、南千住駅西口を結ぶ左回り循環 約5.9km、30分程度、16停留所、47便/日、15～20分間隔、始発6:40～終発21:20 （南千02系統）南千住駅西口、荒川区役所、町屋駅、南千住駅西口を結ぶ右回り循環 約6.0km、30分程度、15停留所、29便/日、30分間隔、始発6:50～終発20:55 （南千03系統）南千住駅東口、南千住駅西口を結ぶ往復運行 片道約3.7km、20分程度、12停留所、45便/日、20分間隔、始発 6:40～終発 21:20 （町屋04系統）新三河島駅、熊野前駅、尾竹橋、町屋駅を結ぶ循環運行 約6.3km、30分程度、20停留所、23便/日、40分間隔、始発6:40～終発21:20 （町屋05系統）子ども家庭支援センター、尾竹橋、尾久橋を結ぶ往復運行 片道約3.0km、15分程度、23停留所、22便/日、40分間隔、始発6:54～終発20:54						
経過	平成16年12月 京成バス株式会社と「荒川区コミュニティバス運行に関する協定書」締結 平成17年 4月20日 コミュニティバス「さくら」開業（南千01系統） 平成19年12月30日 町屋駅→グリーンハイム荒川の夕刻以降における運行開始（南千02系統） 平成20年10月31日 コミュニティバス「汐入さくら」運行開始（南千03系統） 平成24年 2月 「荒川区地域公共交通会議」の設置 平成24年11月 1日 コミュニティバス「町屋さくら」運行開始（町屋04系統） 平成26年11月 1日 コミュニティバス「町屋さくら」一部区間往復運行開始（町屋05系統） 平成27年 3月29日 コミュニティバス「さくら」双方向運行開始、「汐入さくら」中型車両運行開始 平成29年 3月26日 コミュニティバス「さくら」土休日のゆいの森経由便運行開始（南千02-1系統） コミュニティバス「町屋さくら」土休日の循環便縮小、往復便拡大（町屋05-1系統）						
必要性	区民の地域交通及び環境交通として必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 事業者、交通管理者、道路管理者、学識経験者、区民代表、区職員で構成される「荒川区地域公共交通会議」を設置し、検討を進める。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		15,369	49,015	2,947	20,296	162	3,163	163
決算額（29年度は見込み）		14,043	38,396	2,615	15,059	0	2,527	163
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			報償費	委員謝礼	65	報償費	委員謝礼	103
			需用費	会議用賄い	9	需用費	会議用賄い・消耗品費	31
			使用料等	会場使用料	7	使用料等	会場使用料	29
			工事請負費	停留所環境整備	2,446			

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	12,384	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	16	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	65	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	577	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 15,487	-
	その他行政費用	-	2,446	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	15,487	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 15,487	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 15,487	-
備考								

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	「さくら」乗車人数(一日あたり)(人)	1,556	1,609	1,636	1,700	1,900	
	「汐入さくら」乗車人数(一日あたり)(人)	1,280	1,289	1,250	1,300	1,500	
	「町屋さくら」乗車人数(一日あたり)(人)	531	550	559	700	1,200	

問題点・課題	○未導入地域への運行の検討と、既存路線の運行改善 ○更なるサービス向上に向けた検討
他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区) 実施済は、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区 未実施は、品川区、中野区、江戸川区、豊島区、目黒区

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	既存路線の利用促進 利用者へのサービス向上 未導入地域への運行の検討	土休日の「さくら」ゆいの森經由便試験運行実施、土休日の「町屋さくら」循環便縮小及び往復便拡大試験運行実施	既存路線の利用促進 利用者へのサービス向上 未導入地域への運行の検討
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	未導入地域への運行の検討や利用者への更なるサービス向上により、より良いコミュニティバスを目指す必要がある。

議 決 状 況	・平成23年3定 コミュニティバス「さくら」の尾久地域への導入について ・平成24年4定 コミュニティバスの区内全地域への導入 ・平成27年度2月会議 コミュニティバスについて ・平成28年度11月会議 コミュニティバスの日暮里地域への導入
---------	--